

ビルメンテナンス業における激突され災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労働 者規 模
3	13~14	三角コーン用のコーンバーを廃棄するためバーを三つ折りにしてゴミ箱に入れたところ、勢いよく元に戻り、コーンバーの先端が左眼瞼に当たり負傷した。コーンバーを足で折り曲げて無理やりゴミ箱に入れた為、はね返ったコーンバーの弾力を軽視していた。瞼が赤く腫れ視界がぼやけており、左眼レンズ及び眼球を支えている組織を負傷した。	69 ～ 499	300
3	9~10	給湯室にて流し台を清掃している際に、背後のドアを開けられたため背中を打撲した。給湯室が狭く、ドアを開けたままの作業が出来ないため、本来であればドアの外に清掃中の表示をしなければならないが、この日は表示をしていなかったのが原因である。	48 ～ 299	100
5	13～ 14	棟周辺にて野外清掃作業中、側溝の清掃のため鉄の蓋を持ち上げた際に手が滑り、蓋が左足に落下し負傷した。	61 ～ 299	100
7	14～ 15	病院1階エスカレーター付近の廊下を歩行中、2～3歳位の女兒が走り回り、被災労働者の右側から衝突した。転倒の際に右膝・右手・右脇腹等、複数箇所を打ち、左足を捻った。	64 ～ 999	500
7	17～ 18	勤務するマンションの敷地内共用施設で、長机（長さ1.8m、高さ70cm）1台を1人で運んでいた際、机の脚のキャスターが経年劣化のため勝手にロックがかかり、机が転倒しそうになり、それを防ごうとしたところ、机の角が左脚ふくらはぎを直撃した。被災日当日は何ともなかったが、日が経過するごとに内出血と腫れがひどくなった。	66 ～ 9999	1000
		巡回清掃中、小学5～6年生くらいの男の子がカートを押して走ってきたので、避		

7	15～ 16	けたつもりが避けきれず、カートが左足の小指に接触した。そのまま勤務したが、痛みが出てきたため受診したところ、ヒビが入っており、全治3週間との診断を受けた。固定されているので歩くのに支障はないと思い、翌日以後も勤務を続けた。その後、痛みが強く、再度受診したところ、骨折していると診断された。	69	50～ 99
10	16～ 17	作業終了後、折りたたみテーブルの上でタオルをたたみ終わり、テーブルをたたもうとしたところ、テーブルが倒れて足の指に当たった。	47	500 ～ 999
11	10～ 11	ゴミ置き場で床に座りゴミ袋をたたむ作業をしていた時に、隣で作業をしていた清掃員が後方よりゴミ回収業者のカートが近付いていることに気付き声を掛けた。しかし避けようとした際に腰を捻り、避けきれずカートが腰にぶつかった。	60	10～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html